

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
における革新的な技術の有効性の実証を行う事業活動に係る
援助規定及び検討規定について

平成 29 年 2 月 24 日
内閣府地方創生推進事務局
警 察 庁 交 通 局

1. 革新的な技術の有効性の実証を行う事業活動に係る援助規定について合意します。
2. 革新的な技術の有効性の実証を行う事業活動に係る検討規定について、以下の解釈を行うことを前提とし、合意します。
 - 本条で用いる「規制」については、法律に規定する規制のみを示すものではなく、本条で検討の対象としている「規制の見直し」の文言については、必ずしも法律改正のみを想定したものではなく、政省令改正や運用面の改善を行う場合を含むものである。